

令和9年度以降における育児休業中の学童クラブ利用について

令和9年度以降における育児休業中の学童クラブ利用について、以下のとおり報告する。

1 育児休業中の学童クラブ利用の取扱いについて

現在区では、保護者が育児休業中である場合、復職を前提とした場合のみ学童クラブの利用を認めているが、令和9年度以降においては要件の緩和を行い、利用を認める。

2 要件等について

（1）区立学童クラブ

- 区基準での待機児童がいない学童クラブに限り、利用を認める。
- 一括受付期間終了後である、令和9年3月10日以降の申請とする。
- 年度途中で育児休業に入った場合、待機児童のいる学童クラブでは月末まで利用を認め、待機児童のいない学童クラブでは要件を切り変えて継続利用を可能とする。

（2）民間学童クラブ

- 待機児童の有無に関わらず、利用を認める。
- 一括申請期間での申請を可とする。
- 年度途中で育児休業に入った場合、要件を切り変えて継続利用を可能とする。

（3）共通要件

- 育休取得が両親のうちのいずれかの場合のみ利用可とする。
- 基準指数について、すべての要件の中で最も低い10点とする。

	区立学童クラブ	民間学童クラブ
申請受付期間 （別紙参照）	令和9年3月10日以降	一括申請時 （令和8年11月上旬）
待機児童の有無	0人の場合のみ	有無に関わらず利用可
両親が育休の場合	利用不可	
受入期間	育児休業に係る子どもが満1歳に達した年度末まで	
基準指数	10点	

【参考】特別区の利用状況及び検討状況（令和８年４月時点）

現在の育休の取扱いについて

利用状況	区数	備考
利用を認めている	7 区	指数で差を設けている区は2区
次年度の一括申請（育休復帰前提）のみ、利用を認めている	1 2 区	中野区含む
利用を認めていない	4 区	

今後の育休の取扱いについて（利用を認めていない16区の回答状況）

※令和８年７月時点の口頭で再調査

検討状況	区数	備考
認める予定がある	1 1 区	中野区含む
認める予定はない	0 区	
未定	5 区	

令和9年度学童クラブ利用申請スケジュール

別紙1

■スケジュール全体図

		11月			12月			1月			2月			3月			4月以降	
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
区立 学童クラブ	一般利用		第1期【点数順】 11/13～12/11							第2期 【点数順】 1/30～2/10					随時受付【先着順】 3/1～			
	育休中の 利用															育休要件での申請可【先着順】 3/10～		
民間 学童クラブ	一般利用	第1期【点数順】 11月上旬～12月下旬 ※施設ごとに異なる								第2期 【点数順】 1/30～2/10					随時受付【先着順】 3/1～			
	育休中の 利用	育休要件での申請可【点数順】								育休要件での 申請可 【点数順】					育休要件での申請可【先着順】 3/1～			

■申請受付期間のまとめ

区分	第1期申請（点数順）	第2期申請（点数順）	育休要件申請	随時受付（先着順）
区立学童クラブ	11/13～12/11	1/30～2/10	3/10から申請可	3/1から申請可
民間学童クラブ	11月上旬～12月下旬 ※施設ごとに異なる	1/30～2/10	第1期申請から申請可	3/1から申請可